

伊勢崎市建設工事業者級別格付の審査における主観的事項の算定基準

(目的)

第1 伊勢崎市指名競争入札業者選定要綱(平成17年1月1日制定)第3条第1項の規定に基づき行う級別格付審査における企業努力をより反映させるための加点及び不良不適格業者へのペナルティーを課すための主観的事項(以下「主観評価点」という。)の算定については、この基準の定めるところによる。

(主観評価点)

第2 主観評価点は、伊勢崎市建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等について(平成21年伊勢崎市告示第137号)3(2)に定めるところとする。

(定期申請における審査対象期間及び審査基準日)

第3 定期申請における審査対象期間及び審査基準日は、次のとおりとする。

- (1) 優良工事表彰は、過去2年間に表彰を受けたものを対象とする。
- (2) 種類別工事成績評定は、審査直前の12月末日までの2年間に受けたものを対象とする。
- (3) 指名停止は、当該措置の開始日が審査直前の12月末日までの2年間に含まれるものを対象とする。
- (4) 障害者の雇用状況の審査基準日は、入札参加資格審査を行う前年の6月1日とする。
- (5) 社会貢献の状況については、審査直前の12月末日までの2年間を対象とする。
- (6) 防災活動の状況についての審査基準日は、入札参加資格審査を行う年の1月1日とする。
- (7) 安全対策の状況についての審査基準日は、入札参加資格審査を行う年の1月1日とする。
- (8) 若手技術者の雇用状況については、入札参加資格審査を行う年の3月31日における満年齢により審査する。

(随時申請及び工事種別の追加における審査対象期間及び審査基準日)

第4 随時申請及び工事種別(伊勢崎市指名競争入札業者選定要綱第2条第2項の工事種別をいう。以下同じ。)の追加における審査対象期間及び審査基準日は、定期申請における審査において用いたものと同じものを用いる。

(算定数値)

第5 算定数値は、次のとおりとする。

- (1) 優良工事表彰は、表彰を受けた工事の工事種別に対し1件ごとに10点を加点する。ただし、工事種別ごとに20点を限度とする。なお、共同企業体が受けた表彰は、各構成員それぞれが受けたものとみなす。
- (2) 種類別工事成績評定は、1件の請負金額が200万円以上の工事成績評定の工

事種別ごとの平均点（工事成績平均点）について、次の評定算定式により算出された数値を工事種別ごとに加点し、又は減点する。

ア 工事成績平均点が市全体の全ての工事種別から算出した工事成績平均点を超える場合

$$(\text{工事成績平均点} - \text{市全体の全ての工事種別から算出した工事成績平均点}) \times \text{係数} \times \text{加重係数} + 10$$

イ 工事成績平均点が70点以上で市全体の全ての工事種別から算出した工事成績平均点以下である場合 10点

ウ 工事成績平均点が65点以上70点未満の場合 加点なし

エ 工事成績平均点が65点未満の場合

$$(\text{工事成績平均点} - 65) \times \text{係数} \times \text{加重係数}$$

オ 種別別工事成績評定で用いる係数は、4とする。

カ 工事成績評定に65点未満のものがある場合は、当該工事種別の種別別工事成績評定に主観点数の加点を行わない。

キ 工事成績平均点及び算出された数値は、小数点以下切捨てとする。

ク 種別別工事成績評定の加重係数は、算定対象の工事件数に応じて次のとおりとする。

工事件数3件まで 1.0

工事件数4件から6件まで 1.1

工事件数7件以上 1.2

ケ 共同企業体が受けた工事成績評定は、各構成員それぞれが同様に受けたものとみなす。

(3) 伊勢崎市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成17年1月1日制定）に基づき、一定期間の指名停止の措置を受けた者は、次の表に掲げる指名停止期間に応じた数値を、全ての工事種別に対し減点する。

指名停止期間等	点 数
4箇月以上	-40
1箇月以上4箇月未満	-20
1週間以上1箇月未満	-5

ただし、2回以上の措置が審査対象に含まれる場合は、合計した点数に加重係数1.5を乗じて得た数値（小数点以下切捨て）を減点する。

(4) 障害者の雇用の状況による算定は次のとおりとし、全ての工事種別に対し加点し、又は減点する。

《法定義務建設業者》

算 定 式	点 数

常時雇用する障害者数 > (常時雇用する労働者－除外率相当数) × 2.0%	10
常時雇用する障害者数 < (常時雇用する労働者－除外率相当数) × 2.0%	-10
常時雇用する障害者数 = (常時雇用する労働者－除外率相当数) × 2.0%	0

ア 小数点以下切捨てとする。

イ 入札参加資格審査申請時に用いた数値に基づき算定する。

《非法定義務建設業者》

常時障害者を1人以上雇用している場合は、10点を加点する。

(5) 社会貢献の状況による算定は次のとおりとし、全ての工事種別に対し加点する。

ア 行政区又は建設業団体主催等の伊勢崎市内におけるボランティア活動に法人として参加した場合は、1年間に複数回参加した場合に限り1年につき5点を加点する。ただし、10点を限度とする。

イ 従業員等が伊勢崎市消防団に加入している場合は、10点を加点する。

(6) 防災活動の状況による算定は次のとおりとし、全ての工事種別に対し加点する。

ア 伊勢崎市と災害時における応急対策活動に関する協定を締結している場合（加入等している団体、組合等が締結している場合を含む。）は、10点を加点する。

イ 本市が要請し、災害応急対策活動のために出動した回数1回につき4点を加点する。ただし、20点を限度とする。

(7) 建設業労働災害防止協会に加入し、安全対策に関する講習会に参加している場合は、全ての工事種別に対し10点を加点する。

(8) 30歳以下の技術者を雇用している場合は、次のとおり当該技術者の保有する資格に応じ工事種別ごとに1人当たり5点を加点する。ただし、工事種別ごとに10点を限度とする。

ア 入札参加資格審査申請時に提出した技術者名簿に記載された資格を審査対象とする。

イ 監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格等のみを審査対象とする。

ウ 当該資格が、監理技術者又は主任技術者になりうる工事種別に対し、加点する。

附 則

1 この基準は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 ただし、平成18・19年度格付に係る主観的事項の審査対象期間は、平成17

年1月1日から適用するものとする。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年3月9日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2(3)、第4(4)及び第5(3)の基準は、平成24年度以降の業者登録に係る入札参加資格審査申請から適用し、平成23年度以前の業者登録に係る入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5(2)及び第5(5)の基準は、平成26年度以降の業者登録に係る入札参加資格審査申請から適用し、平成25年度以前の業者登録に係る入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。